

☆申請前にこのチェックリストを使い内容を確認してください。また、チェックしたこのリストを申請書に添付してください。

都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書交付申請の作成要領(チェックリスト) ※令和5年1月更新

順序	申請図書	記載要領	チェック欄	行政欄
1	交付申請書 1. 欄	委任状等、他の申請書と建築しようとする者の住所および氏名は一致してあるか。	☐	☐
	交付申請書 2. 欄	証明を受けようとする土地の所在は、字名まで詳細に記載してあるか。	☐	☐
	交付申請書 2. 欄	筆数が多い場合は、〇〇番地外〇〇筆と記載してあるか。別紙可	☐	☐
	交付申請書 2. 欄	敷地面積については、建築確認申請敷地面積と整合した実測面積と一致してあるか。また、小数点以下2位まで記載してあるか。	☐	☐
	交付申請書 2. 欄	建築基準法に基づく道路後退後の面積が記載してあるか。※該当する場合のみ	☐	☐
	交付申請書 3. 欄	建築物等の用途は正しく記載してあるか。(申請建築物と主要用途が異なる場合は、主要用途(申請建築物用途)と記載)	☐	☐
	交付申請書 4. 欄	建築物の延床面積は、建築確認申請面積に整合してあるか。また、少数点以下2位まで記載してあるか。	☐	☐
	交付申請書 4. 欄	規模は延べ床面積、高さは最高高さが記載してあるか。	☐	☐
	交付申請書 5. 欄	区域内および区域が正しく記載してあるか。(区域チェック)	☐	☐
	交付申請書 5. 欄	都市計画法の該当条項は正しく記載してあるか。	☐	☐
2	委任状(任意様式)	申請者からの委任状は添付してあるか。※申請手続きを第三者に委任する場合	☐	☐
	委任状(受任者情報)	受任者の住所、事務所名、電話番号等連絡先が記載してあるか。	☐	☐
	委任状(委任事項)	委任事項が記載してあるか。(～手続きに関する一切の権限等)	☐	☐
	委任状(再委任)	受任者が再委任する場合は、「復代理権」と記載してあるか。	☐	☐
3	計画説明書(任意様式)	住所、氏名、計画説明内容が記載してあるか。	☐	☐
	計画説明書(概要)	①事業の目的や建築計画の概要が記載してあるか。	☐	☐
	計画説明書(法的根拠)	②都市計画法に抵触しない理由が記載してあるか。	☐	☐
	計画説明書(造成有無)	③造成工事の有無について詳しく記載してあるか。(ただし、農家住宅は記載不用)	☐	☐
	計画説明書(農家住宅)	④農家住宅の場合は、農家資格を有する内容が記載してあるか。	☐	☐
4	位置図	縮尺は1/2500(原則)で記載してあるか。	☐	☐
	位置図	方位の記載はあるか。	☐	☐
	位置図	申請位置(朱書き等)を記載してあるか。	☐	☐
5	現況図	☆農家住宅なら不要(以下のチェック不要)	☐	☐
	現況図	縮尺は1/500以上であるか。	☐	☐
	現況図	方位の記載はあるか。	☐	☐
	現況図	敷地境界(朱書き等)を記載してあるか。	☐	☐
	現況図	敷地辺長は記載してあるか。	☐	☐
	現況図	土地の地形(高低差)は記載してあるか。	☐	☐
	現況図	敷地に接する道路及び法定外公共物等があれば記載してあるか。	☐	☐
	現況図	隣接地との境界構造物及び高低差は記載してあるか。	☐	☐
	現況図	除却予定及び既存建築物の建築確認番号、日付が記載してあるか。	☐	☐
6	横断面図面 (敷地造成を伴う場合)	☆敷地造成を伴わない場合は不要(以下のチェック不要) ※法第29条第1項第2号 農家住宅は不要 ※法第43条第1項 線引き前からの建物は不要 敷地造成を伴う場合に添付。縮尺は1/500以上であるか。	☐	☐
7	土地利用計画図(配置図)	縮尺は1/500以上であるか。	☐	☐
	土地利用計画図(配置図)	敷地に接する道路及び法定外公共物等があれば記載してあるか。	☐	☐
	土地利用計画図(配置図)	雨水排水系路は記載してあるか。	☐	☐
	土地利用計画図(配置図)	隣接地との境界構造物及び高低差は記載されてあるか。また、問題なく処理されてあるか。	☐	☐
	土地利用計画図(配置図)	道路後退線のセットバックの記載はあるか。(建基法:道路中心から2m)※該当する場合のみ	☐	☐
	土地利用計画図(配置図)	セットバックの不要な道路である旨、記載はあるか。(法外道路・里道など)※該当する場合のみ	☐	☐
	土地利用計画図(配置図)	予定建築物の形状と配置を記載してあるか。	☐	☐
	土地利用計画図(配置図)	離れを計画する場合、水周り3点セットのうち2点以内であるか。	☐	☐
8	建築平面図・立面図	縮尺は1/100以上であるか。	☐	☐
	建築平面図・立面図	建築面積は記載してあるか。また、算定根拠(表)等は記載してあるか。	☐	☐
	建築平面図・立面図	延床面積は記載してあるか。また、算定根拠(表)等は記載してあるか。	☐	☐
	建築平面図・立面図	最高高さ等は記載してあるか。	☐	☐

9	土地の登記事項証明書	原則として、証明を受けようとするすべての土地の登記事項証明書が添付してあるか。(既にその敷地で60条証明取得済の場合は、前回の証明書の添付があれば不要)	☐	☐
	土地の登記事項証明書	法務局発行印があるものを添付してあるか。	☐	☐
	☆土地の登記事項証明書 ※線引き前宅地の場合	線引き前から宅地であったことが確認できる登記事項証明書を添付してあるか。 上記に抛り難い場合、以下のア～ウの資料の添付があるか。 ア 農地法による農地転用許可書、農業委員会の諸証明 イ 公的機関の証明(建築確認済証等。なお、地元自治会等の証明は該当しない。) ウ 線引きされた当時の航空写真 ※線引きは昭和45年7月15日 ※登記事項証明書に抛り難い場合は、ア～ウの資料を総合的に勘案したうえで、該当する土地の現況が宅地であった蓋然性が極めて高いと認められる場合に限る。	☐	☐
	☆線引き前宅地(許可済)の証明において、線引き後(許可後)に分合筆が行なわれている場合	線引き時(許可時)から現在までの経緯が判る登記事項証明書が添付してあるか。	☐	☐
	☆登記事項証明書で線引き前からの宅地化の日付が確認できない場合	閉鎖謄本が添付してあるか。	☐	☐
10	土地の公図の写し	法務局で複写した図に申請地を着色(原則緑色)してあるか。 一同敷地内で母屋(分家)の新築(農家住宅など)はその部分のみ着色	☐	☐
	土地の公図の写し	複写年月日、複写法務局、複写者氏名を記載してあるか。	☐	☐
11	求積図	座標求積または三斜求積による求積の根拠を記載してあるか。(道路後退前)	☐	☐
	求積図	外周長(辺長)が記載されてあるか。	☐	☐
	求積図	建築基準法に基づく道路後退後の面積との比較記載してあるか。※該当する場合のみ	☐	☐
12	農地転用許可書の写し(農林漁業従事者である旨の証明書)	目的に合致した農地転用許可書を添付してあるか。	☐	☐
	農地転用許可書の写し(農林漁業従事者である旨の証明書)	農家住宅などで農地転用の必要ない場合、農業従事者の証明書が添付してあるか。 (農業倉庫の場合は耕作証明で可)	☐	☐
	農地転用許可書の写し(農林漁業従事者である旨の証明書)	林漁業については、組合長発行の従事者証明を添付してあるか。 (場合によっては、所得証明、就業証明でも可)	☐	☐
13	☆農家住宅のみ☆現住居の処分方法、利用計画(任意様式)	農家住宅を新築する場合、現住居地の処分方法が記載してあるか。 (設計説明書にて記載されている場合は不要)	☐	☐
	☆農家住宅のみ☆現住居の処分方法、利用計画(任意様式)	処分方法が未定の場合、現住居の処分方法についての確約書を添付してあるか。 (賃貸、親等と同居の場合は不要)	☐	☐
14	都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書 6. 欄	規模の数値は、登記証明書の数値ではなく、丈量図からの実測値が記載してあるか。	☐	☐
	都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書 6. 欄	敷地の変遷については、聞き取り調査or土地登記簿謄本or過去の建築確認済書等を参考に詳しく記載してあるか。	☐	☐
	都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書 7. 欄	建築物の変遷については、聞き取り調査or土地登記簿謄本or過去の建築確認済書等を参考に詳しく記載してあるか。また、前記参考図書の写しが添付してあるか。	☐	☐
	都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書 7. 欄	既存建築物について、建築確認及び検査済証年月日・番号が記載してあるか(不明な場合は、建築確認検査機関との協議結果が記載してあるか)。	☐	☐
15	現況写真	カラー写真(画像)で、建築予定位置と4方向以上から申請区域全体を撮影し写真が番号管理できてあるか。また、測点が判断できる写真が添付してあるか。	☐	☐
	現況写真	敷地境界線を朱書き等で記載してあるか。	☐	☐
	現況写真	現況図等に撮影方向のわかるよう、写真番号を記載してあるか。	☐	☐
16	当該条項に該当していることを示す資料	法令等に基づく施設の設置根拠及び法人等の位置付けのわかる図書、補助金等の交付要領等が添付してあるか。	☐	☐

その他留意事項

① 次の事項については、特定行政庁または申請予定先建築確認審査機関(建築基準法)と事前に協議を調べておくこと。	☐	☐
・建築基準法に基づく用途制限・接道要件・道路後退について調べておくこと。 ※特殊な場合は申請書に記載のこと。	☐	☐
・申請敷地内に既存建築物がある場合は、その適法性について調べておくこと。 ※申請書に記載のこと。	☐	☐
② 社会福祉施設(児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法等に係る施設)については、福祉部局と事前に協議がを調べておくこと。	☐	☐
③ 土地の登記事項証明書、公図、農林漁業従事者である旨の証明書、農地転用許可書、農業者証明書、耕作証明書等の証明書については、原則申請時点(3ヶ月以内)のものを添付すること。	☐	☐
④ 申請書は正副2部(登記事項証明書等の原本は正に添付すること。)提出すること。	☐	☐
⑤ 申請図書は、作成要領表の番号順に作成すること。	☐	☐
⑥ 証明書交付後に、建築計画変更等に伴い証明書の内容に変更が必要な場合は、再度交付申請が必要となる。	☐	☐

※証明手数料は、1件につき4,100円。